

平成18年度診療報酬改定に係るこれまでの審議において特に調整が必要であると思われる事項に係る公益委員としての考え方について

平成18年2月15日

中央社会保険医療協議会公益委員

(土 田 武 史
遠 藤 久 夫
室 谷 千 英
小 林 麻 理)

1 医療費の内容の分かる領収証の交付について

- 医療費の内容の分かる領収証の交付については、
 - ・ 患者が自ら受けた診療の内容及びこれに要した費用を確認することができるよう、保険医療機関等に、個別の診療報酬上の算定項目の分かる領収証の交付を義務付けるべきであるという意見と、
 - ・ 本来、領収証の交付として義務付けがなされる範囲は、領収した費用の総額のみとすべきであり、医療費の内容については、患者の求めに応じて、個別の診療の中で、個々の患者への説明を行うことで対応すべきものであるという意見とがあった。
- この問題については、「必要な情報に基づき患者自身が選択して、患者本人が求める医療を提供していく」という「患者本位の医療」を実現していく観点からも、今回、保険医療機関等に、医療費の内容の分かる領収証を無償で交付しなければならない旨を義務付けることが適当であると考える。
- 一方で、現状においては、診療等の度ごとに、時間を置かずに詳細な明細書を発行できるシステムを整えている保険医療機関等は極めて限られている。このような状況の下で、保険医療機関等に詳細

な明細書の発行を義務付けることは、義務違反が最終的には保険医療機関等の指定取消にまで繋がるものであることを勘案すると、過剰な義務付けとなってしまうおそれもあり、一定の配慮をせざるを得ない。

今回、発行を義務付けるレベルとしては、診療報酬点数表の各部単位で金額の内容の分かる領収証とし、施行日までに体制を整えることが困難な保険医療機関等に配慮し、6ヶ月間の経過期間を設けることが適当であると考える。

- その場合にあっても、保険医療機関等においては、患者から求めがあったときは、患者にさらに詳細な医療費の内容が分かる明細書の発行に努めることが適当であると考える。

なお、その際の費用については、現時点においては、保険医療機関等と患者との間の関係にゆだねられているものと解することができると思うが、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であると考える。

2 禁煙指導に対する診療報酬上の評価について

- 禁煙指導に対する診療報酬上の評価については、
 - ・ ニコチン依存症が疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、禁煙指導に対する診療報酬上の評価を積極的に行うべきであるという意見と、
 - ・ ニコチン依存症が疾病であるとしても、個人の嗜好の問題であるとの側面が強い喫煙の問題に関し、禁煙指導に対し国民の保険料財源を充当することについて国民的なコンセンサスが得られているとは言えないのではないかという意見とがあった。
- この問題については、喫煙率が下がることにより、国民の健康状態が改善し、最終的には医療保険の支出を抑えることにも繋がること

とであることを踏まえ、議論を一步進める観点から、今回、禁煙指導に対する診療報酬上の評価を導入し、保険導入の効果について十分検証した上で、さらに議論を深めることが適当であると考える。

- 具体的には、今回改定において、対象患者の要件、実施保険医療機関の要件、評価の対象となる禁煙指導の要件など、一定の限定の下に、禁煙指導について診療報酬上の評価を行うとともに、併せてこれを診療報酬改定結果検証部会による検証事項と明確に位置付け、その検証結果を踏まえ、次回改定において、必要に応じて見直しを行うこととするのが適当であると考える。

3 褥瘡管理対策に係る診療報酬上の評価について

- 褥瘡管理対策に係る診療報酬上の評価については、これを医療従事者の専門性に係る診療報酬上の評価の問題と捉えて、慎重に解すべきであるとの意見があった。
- しかし、この問題については、診療報酬調査専門組織における調査結果において積極的な知見が得られていることを踏まえた対応が必要であると考える。
- 具体的には、急性期入院医療において、褥瘡ハイリスク患者に対し、予防治療計画に基づき総合的な褥瘡対策を実施することに対する診療報酬上の評価の問題と捉えて、今回改定において評価を行うことが適当であると考える。
- 医療従事者の専門性を診療報酬上評価すること全般にわたる問題については、次回改定に向けて、引き続き議論を行っていくことしたい。

4 後発医薬品の使用促進のための環境整備について

- 後発医薬品の使用促進のための環境整備については、
 - ・ 先発医薬品の銘柄名を記載した処方せんを交付した医師が、その後発医薬品に変更して差し支えない旨の意思表示を行いやすくするよう、処方せん様式を変更すべきであるという意見と、
 - ・ そのような意思表示は現行の処方せん様式の下でも可能であり、処方せん様式を変更する必要はないという意見とがあった。
- この問題については、良質かつ廉価な後発医薬品の使用を促進することは、患者の選択肢を拡大させ、かつ、医療保険制度の持続可能性の維持にも資するものであることから、積極的に後発医薬品の使用促進のための環境整備を図っていくことが必要であると考える。
- このような観点から、今回、処方せん様式を変更し、「備考」欄中に新たに「後発医薬品への変更可」のチェック欄を設けることにより、後発医薬品の使用促進を図っていくことが適当であると考える。